のむら産業株式会社

証券コード:7131

第60回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時	2025年1月]28⊟	(火曜日)	午前10時
	受付開始:	干前 9 時	30分	

開催場所 清瀬けやきホール「大ホール」 東京都清瀬市元町1-6-6

業 第1号議案 取締役4名選任の件第2号議案 監査役3名選任の件

目 次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	28
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
監査報告	32

株主各位

証券コード 7131 2025年1月9日 (電子提供措置の開始日 2024年12月26日) 東京都東久留米市前沢 5丁目32番23号 のむら産業株式会社 代表取締役社長 清川 悦男

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.nomurasangyo.co.jp/ir/stock/meeting/





【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「のむら産業」又は「コード」に当社証券 コード「7131」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株 主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2025年1月27日(月曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1 日 時** 2025年1月28日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)
- **2 場 所** 東京都清瀬市元町1-6-6 **清瀬けやきホール「大ホール」**

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3 目的事項 報告事項 1. 第60期 (2023年11月1日から2024年10月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人 及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第60期 (2023年11月1日から2024年10月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役4名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件

4 議決権行使についてのご案内

3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

5 株主総会資料について

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に対して、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面をお送りいたします。ただし、前記のインターネット上の各ウェブサイトに掲載の電子提供措置事項のうち、法令及び定款第17条の規定に基づき、次の事項は当該書面に記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する 者の在り方に関する基本方針|
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出 ください。

日時

2025年 **1** 月**28**日 (火曜日) **午前10時** (受付開始:午前9時30分)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否 をご入力ください。

行使期限

2025年1月27日 (月曜日) 午後5時入力完了分まで



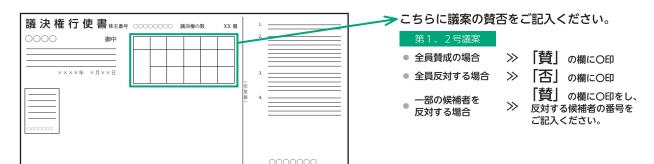
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否 をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年1月27日 (月曜日) 午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の ご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

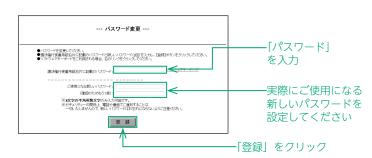
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンの操作方法などがご不明な場合は、 右記にお問い合わせください。 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役4名選任の件

取締役5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

清川悦

再任

生年月日 1960年1月14日 **所有する当社の株式数** 139,075株

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 日野自動車工業株式会社(現日野自動車株式会社)入社

1981年12月 当社入社

 1995年4月
 当社東京営業所長

 1996年10月
 当社首都圏営業本部長

1997年12月 当社取締役首都圏事業部長

2000年12月 当社常務取締役 2009年12月 当社代表取締役社長 2013年7月 当社専務取締役

2015年12月 当社代表取締役専務 2016年10月 当社代表取締役社長

2024年11月 当社代表取締役社長 兼 機械部門担当 (現任)

重要な兼職の状況

山葉印刷株式会社 代表取締役社長 パックウェル株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

清川悦男氏は、当社の機械技術部門、営業部門を長く経験した後、営業部門の部門長を歴任し、現在は代表取締役社長として当社の経営を担い、機械部門全体を統括しております。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

西澤 賢治

再任

生年月日 1964年3月12日 **所有する当社の株式数**

27,350株

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 下元産商株式会社入社

1988年8月 株式会社ケーブルテレビジョン東京(現株式会社ジェイコム東京)入社

1996年8月 当社入社

2013年4月 当社首都圏営業部首都圏第2営業部長

2014年8月 当社経営企画部長

2017年4月 当社経営企画部長 兼 社長室長

 2018年1月
 当社取締役

 2022年1月
 当社常務取締役

2023年11月 当社常務取締役管理本部長

2024年11月 当社常務取締役管理本部長 兼 包装資材部門担当 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

西澤賢治氏は、当社の各部門を経験した後、営業及び経営企画部門の部門長を歴任し、現在 は常務取締役として当社の管理部門及び包装資材部門全体を統括しております。また、当社 の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号



再任

生年月日 1970年3月25日

所有する当社の株式数 27,500株

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月 椿本興業株式会社入社

2002年2月 株式会社イナベアリング(現シェフラージャパン株式会社)入社

2002年4月 当社入社

2011年4月 当社機械事業部長

2014年8月 当社機械事業部長 兼 経営企画部長

2015年12月 当社取締役

2023年11月 当社取締役営業本部長 兼 北日本営業部長 (現任)

重要な兼職の状況

パックウェル株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

松本博氏は、当社の機械及び営業部門を経験した後、機械及び営業部門の部門長を歴任し、 現在は取締役として当社の営業部門全体を統括しております。また、当社の経営全般に対す る管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。 候補者番号

松井、竹竹

再任

生年月日 1952年5月18日

所有する当社の株式数 1.250株

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月 住友重機械エンバイロテック株式会社(現住友重機械エンバイロメント株式

会社)入社

1986年9月 松坂貿易株式会社(現株式会社マツボー)入社

1996年6月 同社粉体機械第二部長 2002年6月 同社取締役粉体部門長 2011年12月 同社常務取締役粉体部門長

 2013年6月
 同社専務取締役

 2014年6月
 同社代表取締役

2018年6月 同社顧問

2019年1月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松井敏行氏は、機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しております。 経営者としての経験を活かし、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていただくことを 期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2.松井敏行氏は社外取締役候補者であります。
 - 3.松井敏行氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 - 4.当社は、松井敏行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 5.当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社の取締役及び監査役並びに当社の子会社の取締役及び監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約に係る保険料については、特約部分も含め保険料の全額を当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6.当社は松井敏行氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が 再任された場合には、独立役員としての届出を継続する予定であります。

第2号議案

監査役3名選任の件

監査役3名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。 また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

堀田正仁

再任

生年月日 1955年9月11日 所有する当社の株式数 41,500株

略歴、当社における地位

1980年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行

2007年8月 当社入社総務経理部長

 2013年7月
 当社取締役

 2016年12月
 当社常務取締役

2022年1月 当社取締役 2023年1月 当社常勤監査役(現任)

重要な兼職の状況

山葉印刷株式会社 監査役 パックウェル株式会社 監査役

監査役候補者とした理由

堀田正仁氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を当社の管理部門で活かしてきた実績を有し、現在は監査役として取締役の職務執行の監査を行っていることから、当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者といたしました。

再任

生年月日 1969年7月24日 **新有する当社の株**

所有する当社の株式数 1,250株

略歴、当社における地位

1996年4月 東京国税局入局

2000年7月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入職

2018年7月 当社社外監査役(現任)

2018年7月 堀公認会計士事務所開業代表 (現任)

2019年3月 プロメーテ国際投資顧問株式会社(現リアルリンク国際投資顧問株式会社)

監査役

2019年6月株式会社イグアス監査役(現任)2020年12月税理士法人東京ユナイテッド社員

2021年11月 サムティ・ジャパンホテル投資法人監督役員(現任)

2022年10月 株式会社東京美食Labo監査役(現任)

2023年11月 あると築地有限責任監査法人代表社員(現任)

重要な兼職の状況

堀公認会計士事務所 代表 株式会社イグアス 監査役 サムティ・ジャパンホテル投資法人 監督役員 株式会社東京美食Labo 監査役 あると築地有限責任監査法人 代表社員

社外監査役候補者とした理由

堀公人氏は、公認会計士として企業会計に精通し、国税局勤務による税務に関する相当程度の知見を有しており、現在は公正中立な立場から取締役の職務執行の監査を行っていることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、堀公人氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記理由から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。



再任

生年月日 1979年11月20日 所有する当社の株式数 5,000株

略歴、当社における地位

2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)入行

2017年4月 新庄自動車株式会社入社(現職)

2019年1月 当社社外監查役 (現任)

重要な兼職の状況

なし

社外監査役候補者とした理由

杉山宏旨氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を有し、様々な企業の経営者を通して企業経営の実務にも精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、杉山宏旨氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記理由から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 堀公人氏及び杉山宏旨氏は社外監査役候補者であります。
 - 3.堀公人氏及び杉山宏旨氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、堀公人氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年6ヶ月、杉山宏旨氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 - 4.当社は、堀公人氏及び杉山宏旨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定 であります。
 - 5.当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社の取締役及び監査役並びに当社の子会社の取締役及び監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約に係る保険料については、特約部分も含め保険料の全額を当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6.当社は堀公人氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、独立役員としての届出を継続する予定であります。

以上

事業報告 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2023年11月1日~2024年10月31日)における我が国経済は、景気の足踏み状態が続いたものの、雇用環境の改善や賃金の上昇を受け個人消費が持ち直した結果、緩やかな回復基調に転じました。一方で世界的な資源価格の高騰や、長期的な円安トレンドの継続による物価の上昇等、景気回復を停滞させ得るリスク要因が依然として存在し、先行き不透明な状況が続いています。

このような環境下におきまして、当社グループは、「人に優しい新技術」を企業理念に定め、きめ細かいサービスを継続すること、また、企業活動を通じた社会貢献に努め、安定した経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は66億12百万円(前期比10.7%増)、営業利益は5億5百万円(前期比12.8%増)、経常利益は5億10百万円(前期比14.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3億39百万円(前期比16.8%増)となりました。









企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

包装関連事業

売上高 **5,662**百万円 (前期比11.5%増) 包装関連事業の主要取引先であるコメ流通業界は、資源価格の高騰や食品関連の相次ぐ値上げに加え、令和5年産米の生産量の減少や災害に備えた備蓄需要があったことから需給バランスが崩れ、家庭用の強い需要に対応すべく包装資材の安定供給に注力した結果、販売面も好調に推移いたしました。機械関係は、前連結会計年度に獲得した受注、及び当連結会計年度に獲得した受注を確実に収益に結び付けられたことに加え、新たなニーズ獲得のため、展示会等を活用した営業活動に注力し、機械販売も堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は56億62百万円(前期比11.5% 増)、セグメント利益は4億74百万円(前期比9.6% 増)となりました。

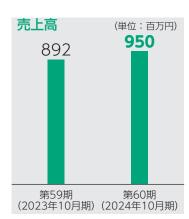


物流梱包事業

売上高 950百万円
(前期比6.5%增)

物流梱包事業につきましては、物流業界の働き方改革による物流コストの上昇等の影響で、物流業界全体の荷動きとしては鈍化傾向で推移いたしました。一方で、ネット通販市場の拡大傾向がみられる等、物流需要は底堅く推移したことに加え、環境志向の浸透により、脱プラや紙資材への関心の高まりから新商材の提案型営業に注力し、業績は堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は9億50百万円(前期比6.5%増) となり、セグメント利益は31百万円(前期比100.8% 増)となりました。



② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、子会社における新棟への建替えや工場のエアコン入替え等70百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
 - の一般の一般の一般である。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況













		第57期 (2021年10月期)	第58期 (2022年10月期)	第59期 (2023年10月期)	第60期 (当連結会計年度) (2024年10月期)
売上高	(千円)	5,068,291	5,458,958	5,972,939	6,612,904
経常利益	(千円)	324,655	370,274	446,757	510,937
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	205,377	239,944	290,323	339,223
1株当たり当期純利益	(円)	147.58	175.42	219.55	256.54
純資産額	(千円)	1,256,344	1,392,460	1,644,748	1,912,491
総資産額	(千円)	3,468,606	3,633,551	3,775,051	4,113,961
1株当たり純資産	(円)	902.79	1,053.04	1,238.11	1,434.53

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権比率(%)	主要な事業の内容
山葉印刷株式会社	10,000	100	包装関連事業
パックウェル株式会社	49,006	100	物流梱包事業
BJT JAPAN合同会社	7,000	50	物流梱包事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「『人に優しい新技術』をモットーに、常に使う人の身になっての商品づくりに努め、お取引先の皆様とのビジネスを通じて社会に貢献していきます」を信条に、基本方針として「変化する社会環境の中でイノベーションを起こし続け、皆さまに信頼される企業を目指します」を定め、「挑戦・スピード・誠実・元気」の行動指針に基づく経営の実践に努めております。包装資材と包装機械の両方を手掛けていることを強みとし、米穀業界及び物流業界を中心に製品・商品供給の実績を誇り、創業以来の実績により得たナレッジを武器に高品質の製商品と技術サービスを活かし、今後さらに成長していくため、技術革新と事業拡大に対処してまいります。しかしながら、当社グループを取り巻く環境は「1.企業集団の現況」「(1)当事業年度の事業の状況」「①事業の経過及び成果」の欄に記載したとおりであり、景気の先行きは不透明です。

このような中、当社グループは、永続的な成長と安定的な収益を実現するため、3年分の中期経営計画を作成し、企業価値の向上に努めております。中期経営計画は、事業環境の変化等を考慮して毎年ローリングする方式を採用しており、2024年10月25日開催の当社取締役会において、2025年10月期から3ヵ年の中期経営計画を以下のとおり策定いたしました。

【中期経営計画】

既存事業の強化

- ◆ お客様や消費者のニーズに応えるため、①既存商品・サービスの改良・改善による商品力強化、②新たな商品の 開発と市場投入による市場開拓、③仕入先・外注先の開拓等バリューチェーンの強化を図る。
- ◆ 米穀用自動計量包装機の国内トップシェアを維持するため、営業・製造部門の連携をさらに強化し、競合優位を 確固たるものとする。海外においても協力企業との連携を高め、中長期での安定的な販売拡大を目指す。
- ◆ 米穀用包装資材のシェア拡大を実現するため、既存顧客へのソリューション営業を実施する。また、全国展開顧客への販売推進と生産者・営農法人を含む新規開拓強化等の施策を実行し、西日本市場での売上と利益の拡大を図る。
- ◆ 物流梱包の機械と資材の商品及びサービスの強化に努め、サステナブルな社会の実現に寄与するとともに売上と 利益の増強を図る。

新市場の基盤構築

- ◆ チューブロール式包装形態の普及推進及び新たな需要開拓を実現するため営業活動を強化し、機械と包材両輪での米穀市場以外の新市場への販売を促進する。
- ◆ 導入事例の同業種への横展開、異業種連携のアプローチをさらに強化し、新市場拡大の基盤構築を加速化する。
- ◆ 新市場での収益促進のため、資材・設備・サービス等の取り扱い商材の拡充・開発を図る。

成長戦略の推進

- ◆ 既存事業の強化、西日本市場及び新市場の売上と利益の増加に結び付く企業とのM&Aや業務提携を積極的に展開し、グループ連結収益の拡大と企業価値向上を目指す。
- ◆ 自社の資本コストの把握に努め、「資本効率の向上」「成長に向けた戦略的投資」「財務の健全性」「安定的な 株主・役職員還元」についてバランスの取れた資本政策を推進する。

組織基盤の整備

- ◆ 人員採用や教育・育成の強化に取り組み、次世代の経営人材、中核人材の育成に努める。評価・報酬制度の見直 しに努め、のむらValueを体現する人的資源の強化を図る。
- ◆ 業務プロセス、部門・部署間の役割設定の見直しを行い、業務の標準化と効率化を推進し、生産性の向上を実現する。
- ◆ 社会的信用の向上のため、コンプライアンス体制の維持・強化と、内部統制機能の充実をはじめコーポレートガバナンス体制の維持・強化を推進するとともに、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対応する。
- ◆ グループ全体の一体運営の推進に取り組み、機動的で効率的な経営を図る。

<目標とする経営指標>

当社グループは2025年度から2027年度の中期経営計画の目標を、以下のとおり設定しました。

	目標(2027年10月期)	2024年10月期	備考
売上高	8,000百万円	6,612百万円	+1,388百万円
営業利益	657百万円	505百万円	+152百万円
ROE	17.9%	19.2%	
配当性向	25.0%	23.0%	

【年度経営方針】

中期経営方針である「既存事業の強化」「新市場の基盤構築」「成長戦略の推進」「組織基盤の整備」及び「2025年10月期財務計画」を達成するため、各事業で重点施策を立案し実行する。

<各事業重点施策>

包装関連事業

- ◆既存製商品の改良・改善・品質維持向上の推進
- ◆新製商品の販売強化とアフターサービス体制の維持向上の推進
- ◆将来の成長を見越した仕入先、外注先の開拓等によるバリューチェーン強化
- ◆西日本市場及び米穀市場以外への販売促進

物流梱包事業

- ◆新商材を活用した紙緩衝材の販売競争力強化
- ◆リサイクル商材等環境配慮型商材の拡販
- ◆展示会等を活用した新規開拓の推進

<その他の対処すべき課題>

- ◆外部環境と内部環境の確認・分析による事業戦略の再構築を推進
- ◆社員の育成を促進することでの次世代経営人材・中核人材創出
- ◆社会的信用の向上のため、コンプライアンス体制とガバナンス体制等の維持・強化の推進
- ◆グループ全体のサステナビリティ経営への取り組みを推進

当社グループは、企業価値と株主の皆様の共同利益の向上のため、グループ一丸となって取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年10月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社3社(山葉印刷株式会社、パックウェル株式会社、BJT JAPAN合同会社)から構成されており、包装資材・計量包装機械を主に取り扱う包装関連事業と物流におけるパッケージに関連する資材と機械を取り扱う物流梱包事業を展開しております。

(6) 主要な事業所 (2024年10月31日現在)

① 当社

事業	名称	所在地
包装関連事業	本社	東京都東久留米市
	札幌営業所	北海道札幌市白石区
	東北営業所	宮城県仙台市宮城野区
	関西出張所	兵庫県神戸市西区

② 子会社

事業	名称	所在地
包装関連事業	山葉印刷株式会社	埼玉県草加市
物流梱包事業	パックウェル株式会社	埼玉県さいたま市桜区
物流梱包事業	BJT JAPAN合同会社	埼玉県さいたま市桜区

(7) 従業員の状況 (2024年10月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
包装関連事業	79 (2)
物流梱包事業	18 (1)
全社(共通)	14 (1)
	111 (4)

⁽注) 従業員数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
83名(3名)	46歳4ヶ月	11年10ヶ月

⁽注) 従業員数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 借入先及び借入額 (2024年10月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
株式会社みずほ銀行	25,028
株式会社りそな銀行	10,000
	35,028

(9) 企業集団の現況に関するその他の重要事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2024年10月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,391,575株 (自己株式69,266株を含む)

(3) 株主総数 1,325名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
清川悦男	139,075	10.52
株式会社サタケ	111,350	8.42
シコー株式会社	69,675	5.27
アルク産業株式会社	68,200	5.16
INTERACTIVE BROKERS LLC	65,000	4.92
のむら産業社員持株会	55,675	4.21
光通信株式会社	46,000	3.48
堀田正仁	41,500	3.14
株式会社S一Works	39,400	2.98
	33,400	2.53

⁽注) 1. 当社は、自己株式を69.266株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

^{3.} 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年10月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
清川 悦男	代表取締役社長	山葉印刷株式会社 代表取締役社長 パックウェル株式会社 取締役
西澤 賢治	常務取締役 管理本部長	
松本 博	取締役 営業本部長 北日本営業部長	パックウェル株式会社 取締役
松本 弘之	取締役 機械部長 包装資材部門担当	
松井 敏行	取締役	
堀田 正仁	常勤監査役	山葉印刷株式会社 監査役 パックウェル株式会社 監査役
堀 公人	監査役	堀公認会計士事務所 代表 株式会社イグアス 監査役 サムティ・ジャパンホテル投資法人 監督役員 株式会社東京美食 L a b o 監査役 あると築地有限責任監査法人 代表社員
杉山 宏旨	監査役	

- (注) 1. 取締役の松井敏行氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役の堀公人氏及び杉山宏旨氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 当社は取締役の松井敏行氏及び監査役の堀公人氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 4. 監査役の堀公人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 代表取締役社長の清川悦男氏は2024年11月1日より当社機械部門担当を兼任しております。
 - 6. 常務取締役の西澤賢治氏は、2024年11月1日より当社包装資材部門担当を兼任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役である松井敏行氏並びに社外監査役である堀公人氏及び杉山宏旨氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。 当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること によって生ずることのある損害について填補されることとなります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役、並びに当社の子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、特約部分も含め保険料の全額を当社が負担しております。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害に対しては填補されない等の免責条項が付されています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬に関する事項について、取締役会で決議した「役員報酬に関する内規」で定めております。 役員の報酬は、月額報酬及び役員賞与により構成されております。月額報酬につきましては、役位別に基準とす る年額の範囲を定めており、範囲内で決定された年額を12で除した額を毎月支給するものとし、賞与につきまし ては、当社の業績が向上し、計画を上回る利益を計上した場合等には、その都度決定した額を支給することがあり ます。

役員の報酬の決定方法については、取締役の報酬に関しては、株主総会においてその総枠を決議し、取締役会において配分方法の取扱いを協議した上で、代表取締役社長が決定することとしております。監査役の報酬に関しては、株主総会においてその総枠を決議し、監査役の協議又は監査役会の決議により決定することとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会において決議した総枠及び「役員報酬に関する内規」で定められた役位別の基準となる年額の範囲内で決定することを取締役会から代表取締役社長の清川 悦男氏に委任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知し、総合的 に各取締役の役割や責任に対する評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。代表取締役社長は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、委任を受けた範囲内で報酬案を作成し、当該報酬案について指名・報酬諮問委員会の同意を得た上で、その内容を決定しております。したがっ

て、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬に関する株主総会決議年月日は、取締役については2015年12月11日であり、同日開催の定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役1名)であります。監査役については2018年7月27日であり、同日開催の臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名(うち社外監査役1名)であります。決議の内容は以下のとおりであります。

(取締役報酬)

総額を年額200,000千円以内としております。

(監査役報酬)

総額を年額20,000千円以内としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 5名 総額 68,580千円 (うち社外 1名 3,180千円)

月額報酬 65.580千円 (うち社外 1名 3.180千円)

役員賞与 3,000千円 (注)

業績連動報酬等 一

非金銭報酬等 —

監査役 3名 総額 13,560千円 (うち社外 2名 6,360千円)

月額報酬 13.560千円 (うち社外 2名 6.360千円)

業績連動報酬等 一

非金銭報酬等 一

(注) 当期末時点の社外取締役を除く取締役4名に役員賞与総額3,000千円を支給します。役員賞与の額は、当期の業績等を勘案し2024年11月22日 開催の指名・報酬諮問委員会の同意を得た後、同日開催の取締役会の決議により決定しております。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 社外取締役に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

松井取締役は当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しており、また、経営者としての経験も活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行う等、社外取締役に期待される役割・責務を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

② 社外監査役に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

堀監査役が代表社員を兼務するあると築地有限責任監査法人、代表を兼務する堀公認会計士事務所、監査役を 兼務する株式会社イグアス及び株式会社東京美食 Labo、並びに監督役員を兼務するサムティ・ジャパンホテ ル投資法人と当社の間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

堀監査役は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

杉山監査役は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、金融機関で培った豊富な知識と経験を活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

また、堀監査役及び杉山監査役は、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行って経営トップとの定期的な意見交換を実施しているとともに、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会4回全てに委員として出席し、取締役及び監査役の指名・報酬に関する手続きの確認等を実施しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

30,600千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、 実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬の見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、その他会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する長期的に安定した利益還元を重要課題の一つとして認識しております。当社では、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって定める旨を定款にて定めており、業績と今後の経営に係る施策等を総合的に勘案し、連結配当性向25%程度を目標としつつ、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期(2024年10月期)の業績につきましては、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前年度実績を上回っております。

よって、当期(2024年10月期)の配当につきましては、当社の財政状態、配当性向等を総合的に勘案し、1株当たり59円の配当とさせていただきたいと存じます。また、内部留保金につきましては、経営体質の強化とともに、新技術・新製品開発あるいは合理化投資等に充当して企業価値の向上に努めてまいります。

決議年月日 : 2024年12月20日 取締役会

配当金支払開始日: 2025年1月29日 配当金の総額 : 78,016千円

1株当たり配当金:59円

7 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年10月31日現在)

(単位:干円	3)
--------	----

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,140,171	流動負債	2,125,317
現金及び預金	1,462,453	支払手形及び買掛金	440,686
受取手形	47,157	電子記録債務	1,255,012
電子記録債権	248,869	1年内返済予定長期借入金	35,028
売掛金	824,974	リース債務	12,907
商品及び製品	141,696	未払法人税等	139,140
仕掛品	284,382	未払消費税等	62,328
原材料及び貯蔵品	117,168	賞与引当金	71.681
その他	13,888	製品保証引当金	11,907
貸倒引当金	△419	その他	96,624
固定資産	973,789	固定負債	76,152
有形固定資産	748,321	リース債務	30,574
建物及び構築物	261,940	退職給付に係る負債	20.134
機械装置及び運搬具	24,450	資産除去債務	25,443
土地	400,435		
リース資産	34,060	負債合計	2,201,470
その他	27,434	純資産の部	4 050 400
無形固定資産	21,673	株主資本	1,858,402
のれん	14,143	資本金	80,000
その他	7,529	利益剰余金	1,846,159
投資その他の資産	203,795	自己株式	△67,756
投資有価証券	140,350	その他の包括利益累計額	38,485
繰延税金資産	35,308	その他有価証券評価差額金	38,485
その他	28,657	非支配株主持分	15,603
貸倒引当金	△521	純資産合計	1,912,491
資産合計	4,113,961	負債純資産合計	4,113,961

連結損益計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで) (単位: 千円)

科目	金額
売上高	6,612,904
売上原価	4,945,952
売上総利益	1,666,952
販売費及び一般管理費	1,161,696
営業利益	505,256
営業外収益	6,818
受取配当金	338
保険返戻金	1,096
受取保険金	2,839
その他	2,544
営業外費用	1,137
支払利息	1,097
その他	40
経常利益	510,937
税金等調整前当期純利益	510,937
法人税、住民税及び事業税	191,653
法人税等調整額	△27,986
当期純利益	347,270
非支配株主に帰属する当期純利益	8,046
親会社株主に帰属する当期純利益	339,223

(単位:千円)

計算書類

貸借対照表 (2024年10月31日現在)

科目	当期	(ご参考)前期			
資産の部					
流動資産	2,396,027	2,143,164			
現金及び預金	1,039,419	907,607			
受取手形	25,387	8,245			
電子記録債権	240,416	145,551			
売掛金	677,783	515,908			
商品及び製品	23,348	13,449			
原材料及び貯蔵品	98,279	110,528			
仕掛品	283,541	429,331			
前渡金	_	5,346			
前払費用	7,326	6,636			
その他	929	790			
貸倒引当金	△405	△228			
固定資産	1,445,666	1,456,540			
有形固定資産	588,485	595,038			
建物	199,956	205,278			
構築物	1,492	1,696			
機械及び装置	53	80			
車両運搬具	468	695			
工具、器具及び備品	4,703	4,106			
土地	378,511	378,511			
リース資産	3,300	4,670			
無形固定資産	7,529	11,728			
ソフトウェア	3,281	4,173			
リース資産	4,248	7,554			
投資その他の資産	849,650	849,773			
投資有価証券	140,350	156,630			
関係会社株式	674,625	674,625			
破産更生債権等	510	209			
長期前払費用	4,435	5,109			
繰延税金資産	15,599	_			
その他	14,640	13,408			
貸倒引当金	△510	△209			
資産合計	3,841,694	3,599,705			

	(丰四・1口)			
科目	当期	(ご参考)前期		
負債の部				
流動負債	1,924,813	1,844,205		
電子記録債務	1,181,641	1,154,336		
買掛金	426,972	351,047		
1年内返済予定長期借入金	35,028	124,962		
リース債務	3,268	5,055		
未払金	43,260	9,334		
未払費用	20,133	15,458		
未払法人税等	86,062	67,948		
契約負債	_	16,076		
賞与引当金	52,792	54,700		
製品保証引当金	11,907	3,964		
その他	63,747	41,321		
固定負債	19,690	61,078		
長期借入金	_	35,028		
リース債務	5,071	8,339		
退職給付引当金	14,619	11,370		
繰延税金負債	_	6,339		
負債合計	1,944,503	1,905,283		
純資産の部				
株主資本	1,858,705	1,645,204		
資本金	80,000	80,000		
利益剰余金	1,846,462	1,632,927		
利益準備金	20,200	20,200		
その他利益剰余金	1,826,262	1,612,727		
建物圧縮積立金	37,297	38,324		
繰越利益剰余金	1,788,964	1,574,402		
自己株式	△67,756	△67,722		
評価・換算差額等	38,485	49,217		
その他有価証券評価差額金	38,485	49,217		
純資産合計	1,897,190	1,694,421		
負債純資産合計	3,841,694	3,599,705		

損益計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位:千円)

科目	当期	(ご参考)前期
売上高	5,593,772	5,027,637
売上原価	4,369,826	3,866,549
売上総利益	1,223,946	1,161,087
販売費及び一般管理費	838,799	805,704
営業利益	385,146	355,382
営業外収益	24,503	23,948
受取配当金	19,776	20,636
受取保険金	2,839	1,500
その他	1,887	1,812
営業外費用	610	2,852
支払利息	541	996
固定資産除却損	63	123
損害賠償金	-	1,692
その他	5	39
経常利益	409,039	376,478
税引前当期純利益	409,039	376,478
法人税、住民税及び事業税	143,134	118,828
法人税等調整額	△16,390	△3,719
当期純利益	282,295	261,369

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

のむら産業株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員

公認会計士 鈴木博貴

指定有限責任社員 業務 執行 社員

公認会計士 天野清彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、のむら産業株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむら産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当 該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

のむら産業株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴 木 博 貴

公認会計士 天 野 清 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、のむら産業株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事 項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて 説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。ま た、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受 けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月17日 のむら産業株式会社 監査役会

 常勤監査役
 堀田正仁
 印

 社外監査役
 堀公人
 印

 社外監査役
 杉山宏旨
 印

以上

×	Ŧ				

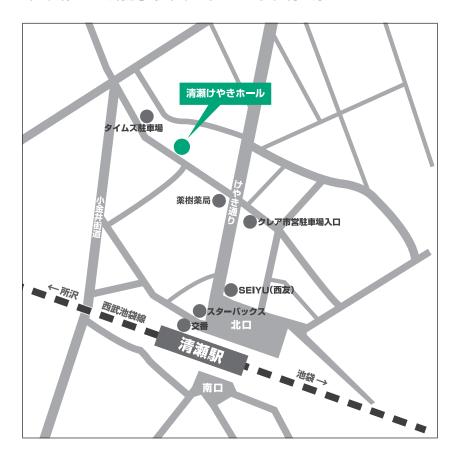
定時株主総会会場ご案内図

会 場

清瀬けやきホール「大ホール」 東京都清瀬市元町1-6-6 TEL 042-493-4011

交通

西武池袋線 「清瀬」駅下車 北口より徒歩約4分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

当社IRサイトで2025年1月31日以降にWeb株主通信を 最新版に更新予定です。是非ご覧ください。 https://www.nomurasangyo.co.jp/ir/report.html



